

建替え時の給水装置工事申込(改造)について

平成 27 年 2 月 1 日

建替えの場合においても給水装置工事申込(改造)が必要となります。

(1) 建替え時の給水装置工事申込(改造)について

- ① メーターが引き込まれている家屋の建て替え
- ② メーター移設しない

※①②の条件の場合は給水装置工事申込時審査手数料は徴収いたしません。

(2) 給水装置工事申込の手続き及び問い合わせ先

【洲本市区域】

- ◆淡路広域水道企業団 洲本市サービスセンター
洲本市本町三丁目4番10号 (☎24-7620)

【南あわじ市区域】

- ◆淡路広域水道企業団 南あわじ市サービスセンター
南あわじ市市善光寺22番地1 (☎43-3038)

【淡路市区域】

- ◆淡路広域水道企業団 淡路市サービスセンター
淡路市久留麻239番地1 (☎74-0092)

(3) 給水装置工事申込時必要な書類

- ① 給水装置工事申込書
- ② 図面
- ③ その他(受付担当者が必要とする書類)

※ご注意

- ① 給水装置工事申込書の工事種別の欄に改造を囲い提出して下さい。
- ② 工事施工にあたっては、淡路広域水道企業団水道事業給水条例及び同施行規則を遵守し施行して下さい。